

加古川市立川西小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1 いじめに対する基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」は「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」という基本認識にたち、すべての児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定することとする。

（いじめ防止の基本方針）

- （1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- （2）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- （3）いじめの早期発見のための手段を講じる。
- （4）いじめの早期解決のため、全教職員が一致協力して問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。
- （5）学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が「わかる授業」づくりを心がけ、児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感をもたせ、自己有用感を高め、自尊感情を育むことに努める。

道徳の時間を要にして、人を大切にする心や道徳的实践力を養い、命を大切にする教育をすべての教育活動を通して行う。その中で「いじめは絶対に許されない」という認識を児童に持たせるとともに、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりすることや、「傍観者」として見てみぬふりをすることや知らん顔をすることも「いじめ」に加担していることを指導する。

（1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを推進する。

- ① 学級開き、学年はじめに教師から「いじめをしない させない 見逃さない！」宣言を行う。
「いじめは犯罪であり、いじめは絶対に許さない」ということを、学級経営方針の中で、発達段階に応じて、教師より宣言する。
- ② いじめ防止ポスター・標語等を掲示する。
いじめ防止ポスター、人権ポスターや標語等を校内に掲示し、人を大切にする心の啓発を図る。
- ③ 地域総がかりでいじめの防止を推進する。
学校園連携ユニットを活用した保幼小中養の連携の充実を図り、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚を図る。
- ④ 「特別の教科 道徳」では「考え、議論する道徳」への質的転換を目指し、主体的に判断できる道徳的实践力を養う。
- ⑤ 「情報モラル教室」を極力実施し、インターネット、スマートフォン等の正しい使用について学習する機会を持ち、「ネットいじめ、子どものSOSやトラブル」への素早い対応を心がける。
- ⑥ 4月にいじめを題材とした道徳学習を必ず実施し、9月をいじめ防止啓発月間と定め、いじめ防止対策を推進する。

（2）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
 - ・児童の自発的な活動を支える児童会活動の充実
- ② コミュニケーション能力の育成
学級指導の中でソーシャルスキルトレーニング等を行い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。
- ③ 「ことばの力」の育成を目指した年間カリキュラムの作成
年間カリキュラムの中で「ことばの力」の育成を明確にし、自分の思いをことばで表現できる力を育成する。

④ 体験活動の推進

体験活動を通して、命を大切に作る心や思いやりの心、規範意識を養うなど、心の教育の充実を図る。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手段を講じる。

- ① アンケートを積極的に活用して、児童の悩みや人間関係を把握する。気になる児童がいる場合には、いじめ対策委員会等で情報を共有し対応を協議するとともに、全教職員で当該児童を見守る。
- ② 教育委員会が行う年2回の「心の相談アンケート」と本校独自の「心のアンケート」を通して、いじめの早期発見に努め、教育相談週間を設けることで早期対応に尽力する。
- ③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談日を通信等で周知し、相談しやすい体制の充実。
- ④ 「自殺予防リーフレット」を活用し、児童のSOSの出し方等に関する授業を行う。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致協力して問題解決にあたり、関係機関と連携協力する。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめの問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 観衆、傍観者の立場にいる児童たちもいじめているのと同罪であるということを指導する。
- ④ 少年愛護センター・教育相談センター等の関係機関や、児童クラブ等の学校外施設と連携協力する。
- ⑤ いじめられている児童の心のケアをするために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、スクールアシスタント等とも連携を取りながら、指導を行う。

(3) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

- ① いじめ問題が起きた時には家庭との連携をより密にし、学校側の取組についての情報を伝えとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集する。
- ② 学校に話すことができないような状況であれば、市や県のいじめ相談窓口を紹介する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「いじめ対策委員会」

いじめ防止に特化し、いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等からなる「いじめ対策委員会」を設置する。

(2) 「実践活動部会（生活）」

本会で年間6回、問題行動等を起こした児童についての情報共有・交換及びその対応についての協議をする。

5 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すると思われるいじめに関しては早期に加古川警察署や東播少年サポートセンターに連絡・相談をする。児童の生命・身体の安全が脅かされている場合は直ちに通報する。

6 その他いじめ防止対策に関する重要事項

(1) 学校評価の活用

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「いじめの早期発見に関する取組」「いじめの再発防止をするための取組」に関することを加える。

(2) 学校運営協議会の活用

保護者や地域住民から組織される学校運営協議会に、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する活動を推進する。